

<p>附 則 <u>ガス漏れ警報器及び感震器ガス流量確認遮断機能性能確認検査基準</u> <u>この基準は、液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置のうち、ガスメータ内蔵型であって超音波式流量計を有するものについて、</u> <u>第22項及び</u> <u>(2)追加基準の第B項を下記のとおり読み替え、技術上の基準、検査の方法及び検査の合格基準とする。</u></p>

読み替え後			読み替え前																		
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																
<p>22 遮断装置のガス漏れ警報遮断の作動は、確実に作動するものであること。</p> <p>(1) 遮断装置のガス漏れ警報遮断の作動に要する時間は、通常の使用状態において連続して警報を発してから25秒以上60秒以内にガス通路を遮断するものであること。</p>	<p>22(1) 標準点検ガス等により連続して警報を発し始めたときから25秒以上60秒以内にガス通路を遮断することについて、次表の遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態でを行い、目視等により遮断することを確認すること。</p> <p>この場合、(2)に定めるガス流量確認遮断機能を有するものにあつては、当該機能を解除した状態で行うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>遮断部の型式</th> <th>試験圧力</th> </tr> <tr> <td>高压用</td> <td>0.8 MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>中圧用</td> <td>0.07 MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>低压用</td> <td>2.8 kPa 以上</td> </tr> </table>	遮断部の型式	試験圧力	高压用	0.8 MPa 以上	中圧用	0.07 MPa 以上	低压用	2.8 kPa 以上	<p>22(1) B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす。</p>	<p>22 遮断装置のガス漏れ警報遮断の作動は、確実に作動するものであること。</p> <p>(1) 遮断装置のガス漏れ警報遮断の作動に要する時間は、通常の使用状態において連続して警報を発してから25秒以上60秒以内にガス通路を遮断するものであること。</p>	<p>22(1) 標準点検ガス等により連続して警報を発し始めたときから25秒以上60秒以内にガス通路を遮断することについて、次表の遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態でを行い、目視等により遮断することを確認すること。</p> <p>この場合、(2)に定めるガス流量確認遮断機能を有するものにあつては、当該機能を解除した状態で行うこと。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>遮断部の型式</th> <th>試験圧力</th> </tr> <tr> <td>高压用</td> <td>0.8 MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>中圧用</td> <td>0.07 MPa 以上</td> </tr> <tr> <td>低压用</td> <td>2.8 kPa 以上</td> </tr> </table>	遮断部の型式	試験圧力	高压用	0.8 MPa 以上	中圧用	0.07 MPa 以上	低压用	2.8 kPa 以上	<p>22(1) B欄に掲げる方法により試験を行い、基準に適合することを確認したものをもちて合格したものとす。</p>
遮断部の型式	試験圧力																				
高压用	0.8 MPa 以上																				
中圧用	0.07 MPa 以上																				
低压用	2.8 kPa 以上																				
遮断部の型式	試験圧力																				
高压用	0.8 MPa 以上																				
中圧用	0.07 MPa 以上																				
低压用	2.8 kPa 以上																				
<p>(2) ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 当該機能は、設定器等により選択できるものであること。</p>	<p>(2) ガス流量確認遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。</p> <p>イ 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択できることについては、当該機能を選択して下記、口の試験を行うこと及び当該機能を解除して(1)の作動試験を行うことにより確認すること。</p>	<p>(2) 説明資料等により確認したものをもちて合格したものとす。</p> <p>イ 設置器等によりガス流量確認遮断機能を選択して下記口の試験を行い、当該機能を解除して(1)の作動試験を行い、それぞれ当該基準に適合していることを確認したものをもちて合格したものとす。</p>	<p>(2) ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>イ 当該機能は、設定器等により選択できるものであること。</p>	<p>(2) ガス流量確認遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。</p> <p>イ 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択できることについては、当該機能を選択して下記、口の試験を行うこと及び当該機能を解除して(1)の作動試験を行うことにより確認すること。</p>	<p>(2) 説明資料等により確認したものをもちて合格したものとす。</p> <p>イ 設置器等によりガス流量確認遮断機能を選択して下記口の試験を行い、当該機能を解除して(1)の作動試験を行い、それぞれ当該基準に適合していることを確認したものをもちて合格したものとす。</p>																

読み替え後			読み替え前																																		
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)																																
<p>ロ ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。</p>	<p>ロ ガス漏れ警報器に係るガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で、ガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。</p>	<p>ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす。</p>	<p>ロ ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。</p>	<p>ロ ガス漏れ警報器に係るガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で、ガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。</p>	<p>ロ B欄に掲げる方法により試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす。</p> <p><u>ただし、B欄表中の1パルス以上の流量とは、1周期計量体積の1.5倍の流量を当該監視時間内に流すことをいう。</u></p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>前監視時間内の試験流量</th> <th>後監視時間内の試験流量</th> <th>作動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>後監視時間終了時</td> </tr> <tr> <td>パターン2</td> <td>無し</td> <td><u>所定流量</u>以上</td> <td>後監視時間内</td> </tr> <tr> <td>パターン3</td> <td><u>所定流量</u>以上</td> <td><u>所定流量</u>以上又は無し</td> <td>ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間	パターン1	無し	無し	後監視時間終了時	パターン2	無し	<u>所定流量</u> 以上	後監視時間内	パターン3	<u>所定流量</u> 以上	<u>所定流量</u> 以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内			<table border="1"> <thead> <tr> <th>パターン</th> <th>前監視時間内の試験流量</th> <th>後監視時間内の試験流量</th> <th>作動時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パターン1</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>後監視時間終了時</td> </tr> <tr> <td>パターン2</td> <td>無し</td> <td><u>1パルス</u>以上</td> <td>後監視時間内</td> </tr> <tr> <td>パターン3</td> <td><u>1パルス</u>以上</td> <td><u>1パルス</u>以上又は無し</td> <td>ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内</td> </tr> </tbody> </table>	パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間	パターン1	無し	無し	後監視時間終了時	パターン2	無し	<u>1パルス</u> 以上	後監視時間内	パターン3	<u>1パルス</u> 以上	<u>1パルス</u> 以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内		
パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間																																		
パターン1	無し	無し	後監視時間終了時																																		
パターン2	無し	<u>所定流量</u> 以上	後監視時間内																																		
パターン3	<u>所定流量</u> 以上	<u>所定流量</u> 以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内																																		
パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間																																		
パターン1	無し	無し	後監視時間終了時																																		
パターン2	無し	<u>1パルス</u> 以上	後監視時間内																																		
パターン3	<u>1パルス</u> 以上	<u>1パルス</u> 以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後25秒以上60秒以内																																		
<p>注1) <u>前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として30秒前までの時間をいう。</u></p> <p>2) <u>後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として4分後までの時間をいう。</u></p> <p>3) <u>所定流量は21L/hとし、30秒以上継続して流すこと。</u></p>			<p>注1) <u>前監視時間とは、ガス漏れ警報器の種類に応じて次のいずれかとする。</u></p> <p><u>遅延発信型ガス漏れ警報器の場合、ガス漏れ警報器から遮断信号入力時を基点として2分前までの時間をいう。</u></p> <p><u>即時発信型ガス漏れ警報器の場合、ガス漏れ警報器からの遮断信号入力後の遅延時間終了時を基点として2分前までの時間をいう。</u></p> <p>2) <u>後監視時間とは、ガス漏れ警報器の種類に応じて次のいずれかとする。</u></p> <p><u>遅延発信型ガス漏れ警報器の場合、ガス漏れ警報器からの遮断信号入力時を基点として4分後までの時間をいう。</u></p> <p><u>即時発信型ガス漏れ警報器の場合、ガス漏れ警報器からの遮断信号入力後の遅延時間終了時を基点として4分後までの時間をいう。</u></p>																																		

感震器を内蔵したものに限る。

(2) 追加基準

読み替え後		読み替え前			
技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)	技術上の基準(A)	検査の方法(B)	検査の合格基準(C)
<p>B 感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 当該機能は、設定器等により選択できるものであること。</p> <p>(2) ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。</p>	<p>B ガス流量確認遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。</p> <p>(1) 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択できることについては、当該機能を選択して下記(2)の試験を行うこと及び当該機能を解除してAの作動試験を行うことにより確認すること。</p> <p>(2) 感震器連動遮断に係るガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。</p> <p>a. 遮断装置に空気又は不活性ガスにより22(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で正弦波周期が0.3秒から0.7秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒9ガルから毎秒11ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。</p>	<p>B 感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択して下記(2)の試験を行い、当該機能を解除して前記Aの試験を行い、それぞれ当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす</p> <p>(2) B欄に掲げる方法により試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす</p>	<p>B 感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 当該機能は、設定器等により選択できるものであること。</p> <p>(2) ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。</p>	<p>B ガス流量確認遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。</p> <p>(1) 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択できることについては、当該機能を選択して下記(2)の試験を行うこと及び当該機能を解除してAの作動試験を行うことにより確認すること。</p> <p>(2) 感震器連動遮断に係るガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。</p> <p>a. 遮断装置に空気又は不活性ガスにより22(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で正弦波周期が0.3秒から0.7秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒9ガルから毎秒11ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。</p>	<p>B 感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス流量確認遮断機能」という。)を有するものにあつては、次に掲げるものであること。</p> <p>(1) 設定器等によりガス流量確認遮断機能を選択して下記(2)の試験を行い、当該機能を解除して前記Aの試験を行い、それぞれ当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす</p> <p>(2) B欄に掲げる方法により試験を行い、当該基準に適合していることを確認したものをもって合格したものとす</p> <p><u>ただし、B欄表中の1パルス以上の流量とは、1周期計量体積の1.5倍の流量を当該監視時間内に流すことをいう。</u></p>

読み替え後						読み替え前					
技術上の基準(A)		検査の方法(B)		検査の合格基準(C)		技術上の基準(A)		検査の方法(B)		検査の合格基準(C)	
パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周期(秒)	水平振動加速度(ガル)	動作状態	パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周期(秒)	水平振動加速度(ガル)	動作状態
パターン1	無し	無し	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	未作動	パターン1	無し	無し	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	未作動
パターン2	無し	所定流量以上	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (試験流量検知時)	パターン2	無し	1パルス以上	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (試験流量検知時)
パターン3	所定流量以上	-	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (感震器作動判定時)	パターン3	1パルス以上	-	0.3, 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (感震器作動判定時)
<p>注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として30秒前までの時間をいう。</p> <p>2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。</p> <p>3) 所定流量は、21L/hとし、30秒以上継続して流すこと。</p>						<p>注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。</p> <p>2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。</p>					
<p>b. 遮断装置に空気又は不活性ガスにより 22(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。</p>						<p>b. 遮断装置に空気又は不活性ガスにより 22(1)に掲げる遮断部の型式に応じた試験圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。</p>					
パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周期(秒)	水平振動加速度(ガル)	動作状態	パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周期(秒)	水平振動加速度(ガル)	動作状態
パターン1	無し	所定流量以上	0.1, 0.2, 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動	パターン1	無し	1パルス以上	0.1, 0.2, 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満					0.067	180 未満	
			0.05	330 未満					0.05	330 未満	
パターン2	所定流量以上	-	0.1, 0.2, 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動	パターン2	1パルス以上	-	0.1, 0.2, 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満					0.067	180 未満	
			0.05	330 未満					0.05	330 未満	
<p>注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として30秒前までの時間をいう。</p> <p>2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。</p> <p>3) 所定流量は、21L/hとし、30秒以上継続して流すこと。</p>						<p>注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。</p> <p>2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。</p>					
(3) 感震器及びガス漏れ警報器に係るガス流量確認遮断機能を有するものにあつては、それぞれの機能がお互いに影響しないものであること。		(3) 説明資料等により確認すること。		(3) 説明資料等により確認したものをもちて合格したものとす。		(3) 感震器及びガス漏れ警報器に係るガス流量確認遮断機能を有するものにあつては、それぞれの機能がお互いに影響しないものであること。		(3) 説明資料等により確認すること。		(3) 説明資料等により確認したものをもちて合格したものとす。	

以上